（苦情の申出の手続に関する規則の一部改正）

第十八条　苦情の申出の手続に関する規則（平成十三年国家公安委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（苦情申出書の提出） **第二条**　苦情申出を行おうとする者（以下「申出者」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載した文書（以下「苦情申出書」という。）を提出するものとする。 一～四　［略］ ２　［略］ （苦情申出書作成の援助） **第三条**　［略］ ２　警察職員は、苦情申出書を代書した場合には、申出者に当該苦情申出書を読み聞かせ、又は閲読させて誤りのないことを確認するとともに、自己の所属、官職及び氏名を記載するものとする。 ３　警察職員は、苦情申出書を代書するに当たり通訳その他の者を立ち会わせた場合には、当該苦情申出書にその者の氏名を記載するものとする。	（苦情申出書の提出） **第二条**　苦情申出を行おうとする者（以下「申出者」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載した文書（以下「苦情申出書」という。）に署名又は押印をしてこれを提出するものとする。 一～四　［同上］ ２　［同上］ （苦情申出書作成の援助） **第三条**　［同上］ ２　警察職員は、苦情申出書を代書した場合には、申出者に当該苦情申出書を読み聞かせ、又は閲読させた上で、その署名又は押印を求めるとともに、自己の所属、官職及び氏名を記載し、押印するものとする。 ３　警察職員は、苦情申出書を代書するに当たり通訳その他の者を立ち会わせた場合には、当該苦情申出書にその者の署名又は押印を求めるものとする。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部改正）

第十九条　国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成十四年国家公安委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、対象規定は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

別記様式第15号（第18条関係）

意見の聴取調書等閲覧請求書

年　月　日

殿

住所

氏名

年　月　日　　において行われた意見の聴取に関し、下記の標目に係る資料の閲覧を求めます。

記

意見の聴取の件名	
閲覧をしようとする調書又は報告書の別	

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

別記様式第15号（第18条関係）

意見の聴取調書等閲覧請求書

年　月　日

殿

住所

氏名　㊞

年　月　日　　において行われた意見の聴取に関し、下記の標目に係る資料の閲覧を求めます。

記

意見の聴取の件名	
閲覧をしようとする調書又は報告書の別	

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。